

海洋深層水利用学会・台湾深層海水資源利用学会

交流協定

海洋深層水利用学会と台湾深層海水資源利用学会（以降、両者とする）は、両者の相互提携関係をさらに推し進め、緊密な協力と活発な交流を強化するため、次の協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携協力し、海洋深層水資源利用の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 相互の学会大会への会員の派遣に関する事
- (2) 相互の学会論文集への論文投稿に関する事
- (3) 相互の情報誌への記事掲載に関する事
- (4) その他、両者が協議して必要と認める事

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、日台交流委員会が連絡調整にあたる。

（協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書（日・中国語版）2通を作成し、両者署名押印のうえ、各々1通を保有する。

2016年11月17日

海洋深層水利用学会長署名

高橋正征



台湾深層海水資源利用学会長署名

高正

